

# 奈良市行政改革大綱

昭和60年12月

奈良市行政改革推進本部

# 目

# 次

第1	行政改革の基本的な考え方	1
第2	推進期間	2
第3	推進事項	3
1	弾力性のある組織及び機構の確立	3
2	民間委託並びに会館等公共施設の設置 及び管理運営の合理化	4
3	計画的な財政運営	5
4	事務事業の見直し	6
5	職員の意識高揚と資質の向上	8
6	給与及び定員管理の適正化	9
7	OA化等事務改善	10
8	市民参加の推進	11
9	行政サービスの向上	12

# 第1 行政改革の基本的な 考え方

本市は、県都として近畿圏における中核都市として、また、世界に誇れる国際文化観光都市として、更なる飛躍発展を期さなければならない。社会経済情勢が著しく変化する中において社会的諸要因に伴う行政需要の複雑化、多様化に的確に対処し、市政の発展と住民福祉の一層の充実を図るため、弾力的な行政体制の確立が必要である。

- 1 行政改革は、単に行財政の縮減を行うことでなく、行財政全般の見直しによって無駄を排除し、市政の活性化及び住民福祉の向上を図る。
- 2 複雑多様化する行政需要に対処して、財政の計画的、効率的な運営に努め、健全財政の維持確立を図る。
- 3 行政改革の推進に当たっては、奈良市基本計画との整合性に留意する。

- 4 21世紀に向けて、より活力ある市政を展開するため、将来的展望に立った行政システムの確立に努める。
- 5 これまで国に先駆けて、独自の行政改革を進めてきたが、その推進してきた事項が後退しないことはもちろんのこと、今後更に不断の努力を重ねる。
- 6 行政改革の実施に当たっては、全庁一体となって取り組むとともに、市議会、関係団体、市民各位の理解と協力が得られるように努める。

## 第2 推進期間

この大綱の推進期間は、昭和60年度を初年度として昭和62年度までの期間とする。

大綱に基づいて実施する推進事項については、行政改革推進本部を中心として全庁体制をもって逐次着実な実施を進め、早期実現を期するものとする。

### 第3 推進事項

#### 1 弾力性のある組織及び 機構の確立

行政組織は、事務事業を総合的、統一的に処理し、しかも合理的、能率的に執行できる体制を整えていなければならない。そのためには、全組織が一体となって行政需要に弾力的に対応し、その機能を発揮しうる体制を維持することが重要である。

本市においては、これまで社会経済情勢の変化、行政需要の動向等を踏まえ、組織及び機構について、必要な見直しを進めてきたところであるが、今後も引続き次の諸点について一層厳格に見直し等を行い、スクラップアンドビルドの考えに立ち、弾力性のある簡素・効率的な組織及び機構の確立に努める。

- (1) 市民の新たなニーズに対応でき、市民に分かりやすい組織かどうかを常に点検し、弾力的な再編に努める。
- (2) 新しい行政需要の対応には、直ちに新しい課を設けるとい  
うのではなく、既存の課の事務との関連を見直すなど、効率的な整備を図る。

(3) 組織の専門化に伴い、部及び課相互の連絡調整、情報交換などのための組織の横断的な調整機能の充実強化等を図る。

(4) 出張所等については、事務処理方法の迅速化、効率化を更に推進するとともに、市民サービスの向上等に配慮し、その規模、位置及び事務配分等の見直しを行う。

## 2 民間委託並びに会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

民間委託については、行政運営の能率化を図るため、多くの分野で委託化を進めてきたところであり、また、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化については、これまでもその合理化に配慮してきているところであるが、今後も次のことについて更に検討を行い、市民の行政ニーズに対応し、整備充実を図るとともにその能率化及び合理化を推進する。

(1) 新たな分野で委託になじむものについて、行政責任、市民サービスの確保などに配慮しながら、慎重にその委託化を推進する。

- (2) 委託事業については、各部課に関連するものが増加し、また、委託業務の種類も拡大しており、これに対応する委託管理のあり方について検討を進め、より一層の効率化に努める。
- (3) 公共施設の新設に当たっては、その規模、整備水準に配慮するとともに類似関連施設の複合化を図る。
- (4) 公共施設の管理運営については、市民サービスの向上等に配慮し、弾力的な管理運営を図る。

### 3 計画的な財政運営

厳しい財政状況の下において、社会経済情勢の変化に伴い、ますます多様化する新たな行政需要に対処するため、ゼロベース予算等に配慮し、収入の確保に努め、また、長期的見地に立った計画的、効率的な財政運営により健全財政の維持確立を図る。

- (1) 自主財源の確保に努めるとともに経常経費の効率化を進め、財政構造の健全化を図る。

- (2) 将来に向かっての財源の安定確保に加えて、財政事情の急激な変化にも対応出来得る年度間の弾力的な財源調整を図る。
- (3) 事務事業の総点検を行い、行政効果、経済効率等を十分検討して限られた財源の重点的配分を図り、また、適正な予算の執行管理及び資金管理を行う。

#### 4 事務事業の見直し

市行政は、市民本位の下で常に市民全体のために執行されるべきものであり、市民の行政需要に応えるためには、市民の行政ニーズの的確な把握に加えて、何が真の行政需要であるか見極め、行政の守備範囲の明確化を図る。

事務事業については、これまでも常に見直しを行ってきたところであるが、その必要性、緊急性、効率性等を更に検討し、行政能力の向上を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営に努める。

- (1) 事務事業の取捨選択及び執行管理について総点検を行う。



- (2) 行政サービスに対する市民の負担については、受益者の公平性を確保するため、コスト、行政サービスの性質等十分に検討した定期的な見直しを図る。
- (3) 補助金については、行政的見地からその必要性、効果性、公平性等について検討し、終期の設定、統合メニュー化、スクラップアンドビルドの方式により見直しを行い適正化を図る。
- (4) 民間活力の導入については、行政の責任の明確化と市民サービスの維持向上に配意し、民間の潜在能力を積極的に活用する。
- (5) 市民の利便の向上と経費の節減を図るため、事務手続の簡素化、合理化を推進する。

## 5 職員の意識の高揚と資質の向上

市民福祉の向上を目指す市政の推進を図るためには、行政運営を担う職員が公務を通じて社会、公共に奉仕する責任と使命を認識し、絶えざる研さんと努力によって自己啓発することが不可欠であり、職員の能力を開発し、能力を組織化するために研修体系を更に充実強化し、政策形成への職員参画等を図って職員の意識の高揚と資質の向上に努める。

(1) 社会情勢の変化に即応して幅広い視野と先見性によって創意工夫を発揮する職員を養成するため、公的研修機関、先進都市への派遣等研修体系の総合的な充実を図る。

(2) 全体にわたる職員の資質の向上に当たっては、特に組織の責任者として、職員を統率して指導する管理職の意識の改革と能力の開発を図ることが必要であり、識見と実行力を会得する研修として各種の管理職研修に加え、セミナー、シンポジウム等への派遣、海外派遣研修等を研修体系に組み込む。

- (3) プロジェクト方式による調査研究及び小集団活動等の研修カリキュラムを増設して研修効果を更に高める。

## 6 給与及び定員管理の適正化

本来給与は、生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等との均衡を考慮して定めるべきものであるところから、常に適正な運営に努める必要がある。

特に職務と責任に応ずる給与の原則を推進することは、適正な昇進管理と相まって公務能率の向上に資するものであり、その運営の効果は、組織全般に及ぶものである。給与については、これまで国家公務員に準拠して給与改定を実施しており、将来においても適宜改定を実施する基本的な方針を堅持しながら給与制度の原則にしたがって適正化に努める。

定員管理については、将来にわたっても少数精鋭により行政推進を行うことが基本であり、常に定数を見直して計画的な定員管理を行うこととする。そのためには、類似団体別職員数の状況等を活用した定員管理の適正化に努め、年功序列にとらわれない人材の登用と適材適所の人事配置を行って組織の活性化と公務能率の向上を図る。

## 7 O A化等事務改善

高度情報化社会への展開と、それに基づく社会構造、社会生活の変化の中において、市民の行政ニーズは、ますます多様化、複雑化し、高度化しており、これに伴う新たな行政需要は今後更に増加の傾向にある。

本市においては、この行政事務の量的、質的な拡大に対応するため、汎用コンピュータを独自導入し、事務処理の迅速化、正確化に加えて市民サービス等の効果を上げる等事務処理の改善に積極的に取り組んでおり、今後とも財務会計システムや技術計算システム、オンラインシステム等、より広汎なシステムの開発に努める。

また、オフィス・オートメーション（O A化）の普及も目覚ましく、事務の効率化のため長期的視野に立ち積極的にO A機器を導入し、事務改善を図る。

(1) O A化の推進に当たっては、現状調査等事務の見直しと事務作業に見合った機器導入により、事務処理の合理化を図る。

(2) O A化の推進を図り、その効果を高めるため、全職員を対象とした技術修得研修を実施する。

- (3) O A機器操作職員の健康管理及び処理データのセキュリティー対策を図る。

## 8 市民参加の推進

市民参加はあらゆるまちづくり活動の基礎であり、「このまちに住んで良かった。また、子供たちがこのまちに生まれて良かった。」というまちづくりを達成するためには、全市民が自分たちのまちであるという意識をもって市政に対する積極的な働きかけと協力が必要である。市民の市政に対する信託に応えるために行政と市民が共に考え、共に行動する市民参加の推進を図る。

- (1) 広報、公聴活動の充実を図り、市民の意志を市政に十分反映させる等市民参加の積極化を図る。
- (2) 地域社会を基盤とする公共的団体及び行政各般に関係する各種団体について、主体性をもった自主的活動を求めるとともに、これら市民組織の育成を図り、市民の社会参加を促進する。

## 9 行政サービスの向上

市民の行政への要求は多種多様で、そのすべてを質量共に充足することは困難であるが、市民とのコンセンサスづくりを進めながら奈良市の独自性をもって行政水準と行政サービスの向上に努める。

市民との最もかかわり合いの深い窓口については、市民の利便に配慮し、より信頼される窓口とするため、事務改善の促進と職員研修の充実を図る。